

令和 8 年 7 月 31 日
札幌芸術の森クラフト工房

令和 8 年 6 月実施 木工房利用者との意見交換会議事概要

1 開催概要

- (1) 日 時 令和 8 年 6 月 25 日 (木) 14:15～16:00
- (2) 場 所 札幌芸術の森陶工房ワークショップルーム
- (3) 出席者 利用者様：3 名
札幌芸術の森：芸術の森事業部調整担当部長、管理課業務係長
創作普及課長、創作普及課工房係長
創作普及課工房係担当者、木工房職員 5 名
計 10 名

2 議事概要

以下は、大要・発言趣旨をまとめています。

(1) 意見交換会趣旨説明（芸術の森調整担当部長より説明）

令和 5 年から令和 6 年にかけて、意見交換会を経て運用方法が曖昧な点や運用の見直しを行ってきたが、今回は、前回に引き続き芸術の森からの議案は設けておらず、直近の利用に関する報告事項、昨年度話題に上った事案、事前アンケートのご意見に対する考え方をお伝えすることを説明した。

(2) [芸術の森]からの 2 件の連絡事項

① 専用利用時の名簿の提出について

- ・ 専用利用の際は、工房職員が当日の入室者を把握するために、利用者が 1 名でも人数に関わらず当日利用する方の名簿の提出をお願いしている。
- ・ 名簿提出について、団体構成員名簿と当日利用者名簿の様式を統一することとした。
- ・ 名簿の様式は、クラフト工房受付、木工房で配布するほか、ホームページから出力できるようにする。

② スクローラー利用時のグリップの使用禁止について

- ・ 木工房にある二台のスクローラーのうち一台について、刃留めネジをグリップで強く締め続けたことによりネジ山が破損する事故

が発生し使用不可になった。また、残存のもう一台も同様にネジ山の軽度損傷が確認されている。このため、今後、スクローラーの刃留めネジをグリップで締めることを禁止し、ネジは、素手で締める運用とする。

- ・ 当初、スクローラーは一台のみ設置であったが、故障時に利用者にご不便をかけないよう代替機を事前に導入したものであったことから暫定的に二台で運用していたが、この度の故障により一台は撤去し、更新は行わない。

(3) アンケートに寄せられたご意見への回答（詳細は別紙参照）

アンケートに寄せられたご意見の中で、合計 34 件のご意見は意見交換会当日に説明した。また、「1 大型製材機/加工機」(7 件)、「2 利用受付・運用」(14 件)、「3 代行・制作指導」(4 件)、「4 講習会」(5 件)、「5 その他」(4 件)に大別し、アンケートでいただいた質問・意見に対して芸術の森から説明後、説明に対する意見交換会出席者の意見を伺った。

(4) アンケートに寄せられた意見への回答に対しての質問・ご意見

(講習会内容や広報について)

- ・ [意見] 木材加工技術の習得のための一般講習会は、何を指しているのか。

[芸術の森] 木材加工に必要なカンナがけなどの基本的な工具の使用として捉えている。内容は未定ではあるが、特定の工作物を制作するというのではなく、木材加工に必要な手工具を中心とする基本的な技術を身につけるための講習会を、今後、検討していくという趣旨である。

- ・ [意見] 定期的に木工の専門家を講師に招いた講習会を開催とあるが、どこで情報を得られるか。また、木工自由制作室で相談も可能とは思いますが、カンナを掛けるとか、鉋の刃研ぎなど、専門家から、直接受講できる機会があると良い。

[芸術の森] 木工の専門家（外部講師）の講習会情報は、芸術の森ホームページの他、クラフト工房及び木工房のロビーにチラシを配架している。また、刃研ぎの講習会については、これまでも年に一回程度の頻度で実施しており、同じくクラフト工房、木工

房に配架のチラシやホームページでご確認いただける。

(利用者の私物の「残置」について)

- ・ [意見] 木材加工の工程において乾燥に長い時間がかかるものや、冬の天候、夜間の安全面のこともあり「残置」を認めて欲しいが、不可という回答について、以前から変更はないか？
- ・ [芸術の森] 残置は原則許可していないが、塗装や接着など制作内容などの事情がある場合には、例外的に対応として残置申請を手續できるようにしている。あらかじめ職員に相談いただき、状況を見ての判断となるので 17 時までに職員に相談いただきたい。
- ・ [意見] 残置は一切できないと思っていたし、木工房が公の施設であることを考えると、残置を認めるべきではないと考えるが、利用当日の 17 時までに職員へ直接申し出れば、残置が認められるのか。
[芸術の森] 令和 5 年に残置の禁止を案内したが、制作の工程上、移動や持ち帰りが困難な場面や、季節・天候上の理由もゼロではないという意見もあって、現在の対応とした。これは一切認めないというのではなく、原則禁止としつつも、職員が事情を伺い、やむを得ない場合のみ例外的に認めるもの。

(専用利用ほか利用の独占や長時間使用への対応について)

- ・ [意見] 個人利用と専用利用は、どう違うのか。
[芸術の森] 個人利用は他の方と一緒に工房を使う利用形態であり、専用利用は工房を貸切って利用する形態である。料金は昼間区分、夜間区分ともに 2,700 円、昼夜通しで 3,500 円となっている。
- ・ [意見] 専用利用について、各専用利用団体が、何名程度の団体であるのか気になるころはある。特定の配慮が必要な方が専用環境を必要とするケースであれば、公共施設としてのユニバーサルな配慮として賛成である。しかし、結果的に他の利用者を排除するような貸し切りが繰り返されるのであれば、公の施設として対応が必要と思われる。
- ・ なお、大型機械以外の工作室内の使用頻度が高い機械について

は、ルール化の検討を進めて欲しい。現在、市内の区民体育館でも、ランニングマシンは30分制限になっていることなども参考に、目安があると利用者も機械を共有しやすくなると考える。

[芸術の森] 特定の利用者による独占的な利用によって不便を被る方々への影響を注視する必要があると考えるが、一方で利用の制限につながる運用改正については、慎重であるべきとも考えている。

これまでも貸工房の予約上限日数や木工用旋盤の予約上限については、他の利用者の意見も伺いながら、時間をかけて運用を整理してきた。

専用利用のあり方についてのご意見については、専用利用が少数の方々により利用され、そのことにより多くの一般利用を希望する方々が影響を受けているのだとすると対応の必要性を感じるが、一方で、加工時の粉塵対策の観点等から個人であっても専用利用を促しているところもあるので、総合的な視点で検討を重ねる。利用の希望が重なるスクローラーやボール盤については、工作機の性質を踏まえ、公平な運用方法について検討する。

- (5) 頂戴したご意見のうち、芸術の森全体の運営に関する事項及び、既に説明を行い、その後見解の変更を行っていない事項については、意見交換会で説明を行わなかった。寄せられたご意見と、ご意見に対する芸術の森からの回答については、別紙3を参照

以上